

子ども・子育て支援金が 医療保険の保険料(税)とあわせて 徴収されます

【問い合わせ】国保年金課 国民健康保険税について ☎84-0661
後期高齢者医療保険料について ☎84-0652

ページ番号 1011052

国は令和8年度から、社会全体で子育てを支援する仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」を開始します。この制度により、全ての世代および企業のみなさまから、医療保険の保険料(税)とあわせて「子ども・子育て支援金」が徴収されます。

Q 「子ども・子育て支援金制度」って何?

A

「子ども・子育て支援金制度」は、子どもや子育て世帯を社会全体で応援するための新たな財源の仕組みです。

医療保険の保険料(税)に上乗せして支援金をご負担いただき、児童手当の拡充や妊娠・出産期の支援などに活用します。

Q なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの?

A

子どもたちが健やかに成長し、将来社会を支える担い手となることは、全ての世代にとって大切なことです。そのため、独身者や高齢者も含め、全ての世代や企業のみなさまで広く負担を分かち合う仕組みとなっています。

Q いつから始まるの?

A

令和8年4月分から従来の医療保険の保険料(税)とあわせて拠出いただきますが、実際に徴収を開始する時期は加入する医療保険によって異なります。
※制度の詳細は、こども家庭庁のホームページをご確認ください。



▲こども家庭庁

国民健康保険税率を改定します

ページ番号 1011054 【問い合わせ】国保年金課 ☎84-0661

1. 改定理由

本市の国民健康保険は、基金(積立金)を活用しながら運営していますが、少子高齢化等により、国保加入者数は減少する一方で一人あたりの医療費は増加しており、基金残高は少なくなっています。このような現状の中、安定的に国民健康保険を運営するために、令和8年度の税率を改定します。さらに、「子ども・子育て支援金制度」の開始にともない、支援金を国民健康保険税に上乗せして徴収します。

